

8 都市計画部

(1) 建設企画課

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>ア 補助金等交付要綱の作成について ダム対策協議会助成金について、補助金等交付要綱の作成をするよう平成28年度の定期監査事前調査時において通知をしていたが、作成をされていなかった。補助金等交付規則第3条には「補助金等の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額等は、市長が別に定める」としているのので、早急に交付要綱の作成を行われたい。</p>	<p>令和2年4月1日から適用するよう、令和2年2月に別紙のとおり交付要綱（浜田市ダム建設推進補助金交付要綱）を作成しました。</p>
	<p>その後の措置状況</p>
	<p>令和2年度から交付要綱を適用し、適正な事務処理を行います。</p>

※別紙については、裏面のとおり

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>イ 補助金等交付事務について 浜田市景観形成事業補助金について、交付要綱第6条には、補助金交付申請書の提出について「事業着手日の30日前までに市長に提出しなければならない。」と定められている。交付申請書様式第1号に定められているとは違う方法で記載されたものが受け付けられていた。申請時に予定事業着手日を記載するよう指導し、それが30日前であることを確認してから受付をするよう手続きを改められたい。</p>	<p>当補助金については、申請者から事前に協議がありますが、申請の作成等に時間を要し、手続が遅れる傾向がありました。</p> <p>今後は、早期に事前協議を行い、申請者に予定事業着手日を記載するよう指導するとともに、申請日が着手日の30日より前であることを確認してから受付をするよう改めます。</p>
	<p>その後の措置状況</p>

## 浜田市ダム建設推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜田市内のダム建設地域において住民で構成された団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、島根県が施行するダム事業の円滑な推進を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、「浜田川総合開発事業及び矢原川ダム建設事業に関する協議会」とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ダム周辺集落のコミュニティ維持及びダム事業の円滑な推進に関する活動費とする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費相当額とする。ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。